

第7章の2 法第34条の2関係

(国又は都道府県等との協議)

第81条の2 法第34条の2に基づく協議は、開発許可制度の趣旨を踏まえ、法第33条の基準(第1項第12号から第14号を除く)に適合し、かつ、市街化調整区域にあつては法第34条各号のいずれかに該当するものであること。